

誤注文への対応の経過

年月	内 容	備 考
平成 18 年 3 月	<p>「誤注文に係る体制の整備」の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会に設置された「株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキング」の中間整理を踏まえ、上場株式数の 30% 超の注文を受け付けないこととすること及び、5% 超 30% 以下の注文について、取引参加者に確認を行い、誤注文であることが確認された場合に一時留保することとした ・誤注文に係る情報開示制度の新設 ・取引参加者における注文管理体制整備の義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム対応は平成 18 年 4 月完了 ・平成 18 年 5 月に規則施行 ・平成 18 年 10 月に規則施行
平成 18 年 6 月	<p>直接新規上場銘柄の初値決定前における注文価格チェックプログラムの稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接新規上場銘柄の初値決定前までに受け付ける注文を対象として、公募価格の 4 倍に制限値幅分を加えた値段以上の値段及び 4 分の 1 から制限値幅分を差し引いた値段以下の値段の注文について、エラーとして注文を受け付けないこととするシステム対応 	
平成 18 年 11 月	<p>取引所取引に係る約定取消しルールに関する検討ワーキングの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会の「株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキング」の最終報告を受けて、全国の証券取引所と共同で、誤注文に係る約定取消しルールの整備に向けて実務的な検討を行うため、証券取引所及び取引参加者の実務担当者によるワーキングを設置 	
平成 19 年 4 月	<p>取引所取引に係る約定取消しルールの制定（制度要綱決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「取引所取引に係る約定取消しルールに関する検討ワーキング」においてとりまとめられた内容について、制度要綱として決定 	
平成 19 年 7 月 (本日)	<p>取引所取引に係る約定取消しルールの制定に伴う業務規程等の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4 月に決定した制度要綱に基づき、所要の規則改正を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 9 月 30 日に規則施行予定